

質問第七一号

日朝平壤宣言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年五月十四日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿

日朝平壤宣言に関する質問主意書

二〇〇二年九月十七日に小泉純一郎総理大臣と金正日国防委員長の会談が平壤で行われ、そこで日朝平壤宣言が合意されました。その内容について質問します。

一 この宣言の「一」にはこう書かれています。「双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した」。政府は「日朝間に存在する諸問題」とは具体的に何を指すと認識していますか。拉致問題の解決が「諸問題」のひとつであることは明らかですが、「諸」とは「多くの」、「たくさん」という意味です。ここでは日本国内における「日朝間に存在する諸問題」について、項目としてお示しくください。

二 「日朝間に存在する諸問題」とは、相互に合意し、確認された「諸問題」に限定されるのですか。それとも相手側が指摘する「諸問題」もふくむのでしょうか。たとえば日本において朝鮮高校や朝鮮学校幼稚園の無償化が行われていないのは、北朝鮮側からすれば「諸問題」です。政府は日朝平壤宣言の「精神や基本原則」に従って、北朝鮮側の主張する課題についても「誠意を持って取り組む」意思がありますか。その認識をお示しくください。

右質問する。